

山口県中央会ものづくり振興倶楽部規約

(名 称)

第1条 この会は、山口県中央会ものづくり振興倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市に置く。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の信頼のもとに、互いの情報などを交流することにより業務面での相互協力をを行い会員の成長発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために自主的な活動を行い次の事業を実施する。

- (1) セミナー、展示会、見学会などを通じて情報交換の場の提供
- (2) ニーズ・シーズ情報の提供
- (3) ビジネスマッチングのための交流会等の開催
- (4) ものづくり関連施策の情報発信
- (5) 各支援機関が実施する情報の提供
- (6) 会員企業の共済等福利厚生事業の充実
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 会費は、月額1,000円とし、原則として1年分を前納し、既納会費は一切返金しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 法人が解散又は破産したとき
 - (2) 個人事業主本人が死亡したとき
 - (3) 会費を2年以上納入しないとき

(役 員)

第9条 この会に会長を置く。

- 2 会長は、山口県中小企業団体中央会会長が任命する。
- 3 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 この会の事務を処理するため、山口県中小企業団体中央会に事務局を置く。

(委 任)

第13条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則 この会則は、平成30年1月1日から施行する。